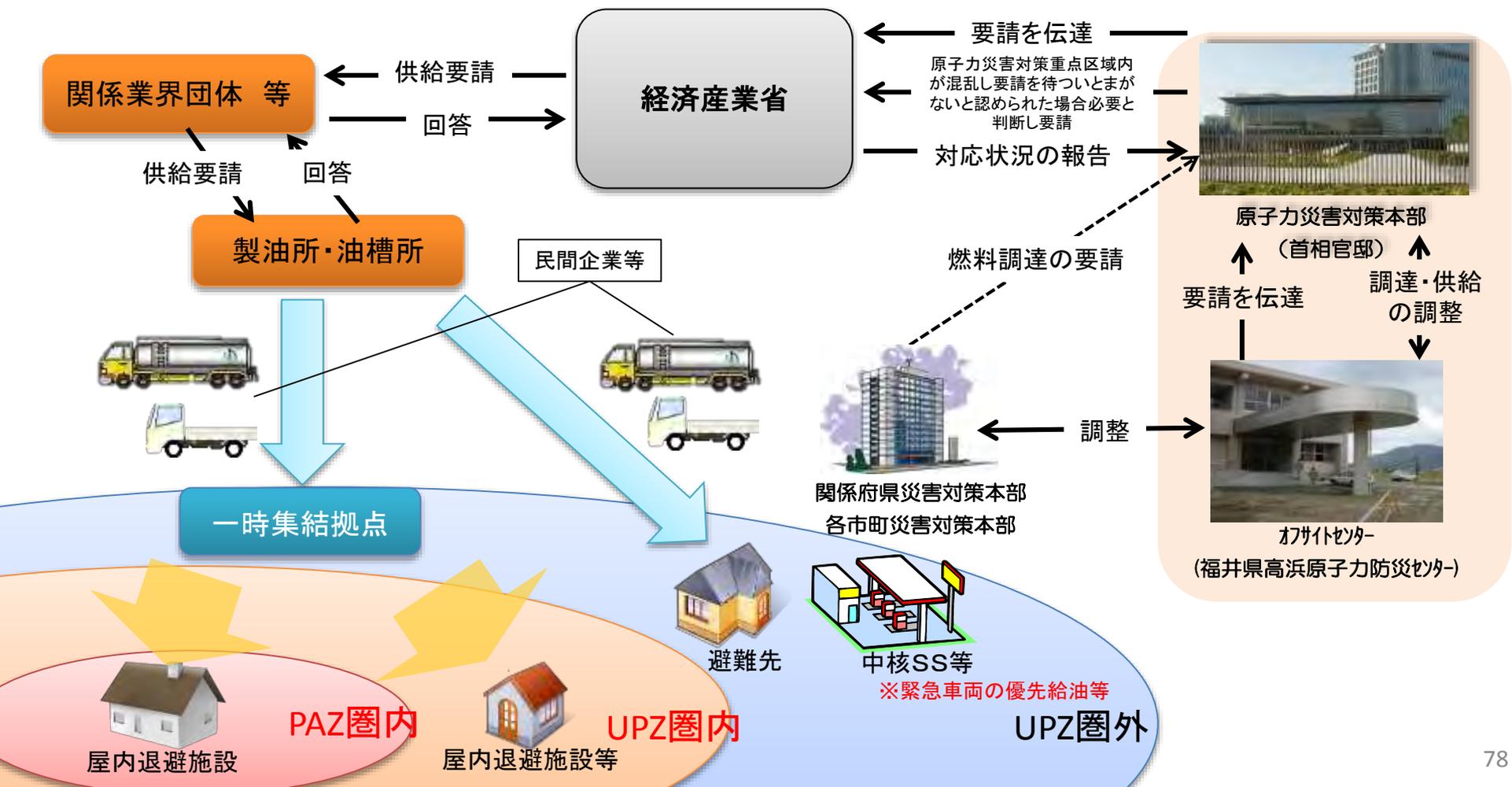


国による物資（燃料）の供給体制

- 関係府県及び関係市町が備蓄している燃料が不足する場合、関係府県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

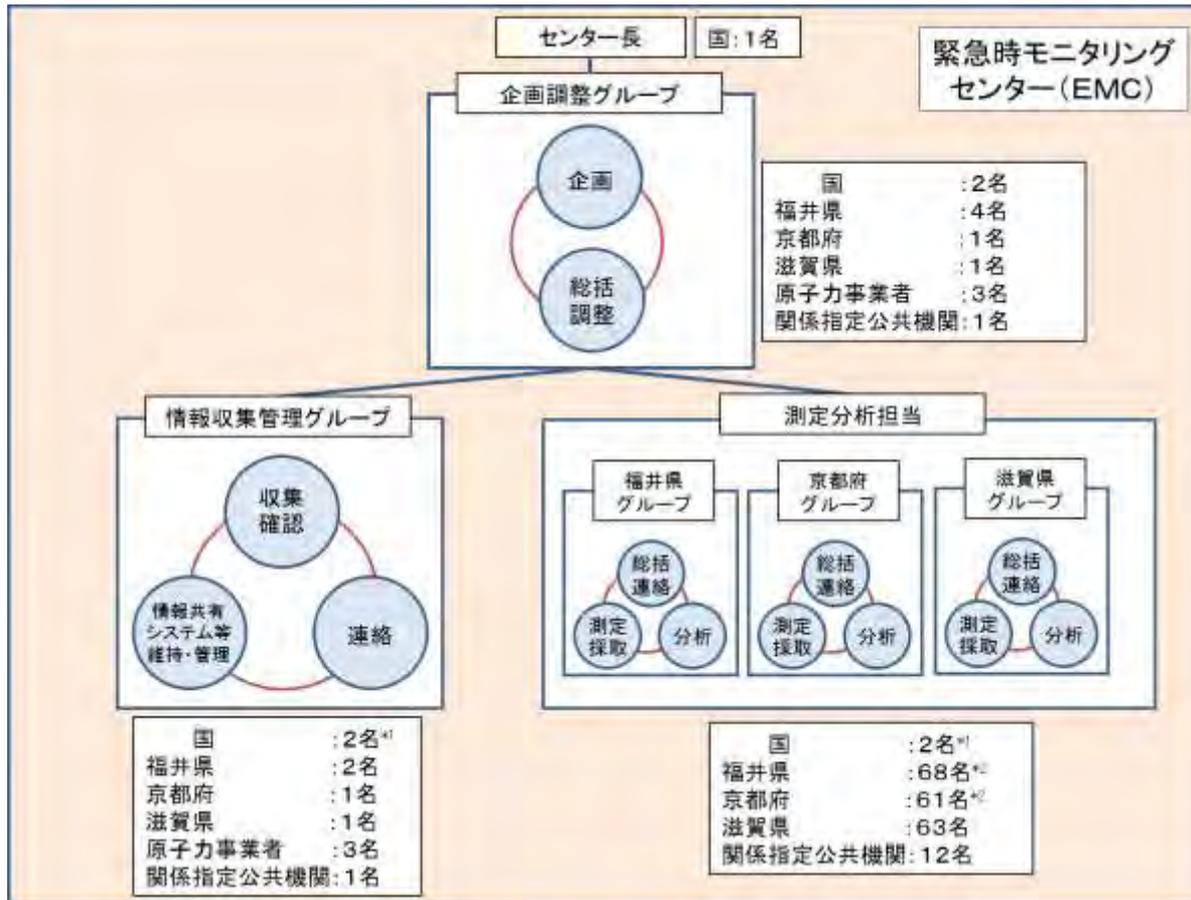
- 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料等の生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。
- 国は、関係府県又は関係市町からの物資調達の要請、および要請を待ついとまがないと認められた場合、物資の供給を確保し、輸送を開始。
- 関係府県又は関係市町が、物資の要請を行うことが困難な場合は、要請がなくても物資の供給を確保し、輸送を開始。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク 等	日本OTC医薬品協会、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会 等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰 等	各種食品産業関係団体 等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレトーパー、毛布 等	什器・備品レンタル協会、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合 等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油 等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC) 等
貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資	
通信機器	総務省	貸出用災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)を備蓄	

7. 緊急時モニタリングの実施体制

緊急時モニタリングの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター(EMC)を設置する。
- 緊急時モニタリングセンター(EMC)の体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを高浜オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの府県に拠点を設置する。
- 大飯・高浜地方放射線モニタリング対策官事務所に2名を配置し、緊急時モニタリング体制強化



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

* 1 国から委託を受けた民間の機関含む

* 2 協定に基づく原子力事業者を含む

- ▶ 高浜原子力発電所の周辺地域では、発電所を取り囲むように半径30km圏内(福井県: 15局、京都府: 14局、関西電力: 26局)の測定局を用いて24時間監視を行っている。
- ▶ 今後測定機器を追加的に整備し、モニタリング体制の更なる充実を図る。



▶ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(福井県:55局(水準調査用11局を含む。)、電力事業者:60局)で、福井県域の放射線量を測定
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(18台)を配備

▶ モニタリングカー

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト
(非常用発電機装備)



可搬型モニタリングポスト



ガンマ線核種分析ラボ車
(高性能モニタリングカー)



モニタリングカー



資機材例
(可搬型ダストヨウ素サンプラー)

- モニタリングステーション及びモニタリングポスト
 - ・モニタリングステーション(14局)及びモニタリングポスト(15局(水準調査用9局を含む。))で、京都府域の放射線量等を測定
 - ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(5台)を配備
- モニタリングカー ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト



モニタリングカー
(走行サーベイ車)



モニタリングカー



可搬型モニタリングポスト
(太陽光パネル+バッテリー付)

- モニタリングポスト
 - ・モニタリングポスト(15局(水準調査用9局を含む。))で、滋賀県域の放射線量を測定
 - ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備えるとともに、モニタリングポストの設置数を補完するため、可搬型モニタリングポスト(12台)を今年度中に配備
- モニタリングカー
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカーを配備



モニタリングポスト
(非常用発電機装備)



可搬型モニタリングポスト

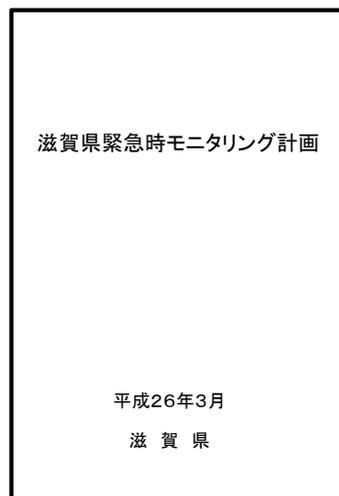
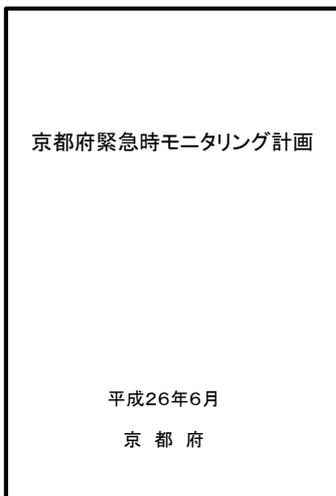
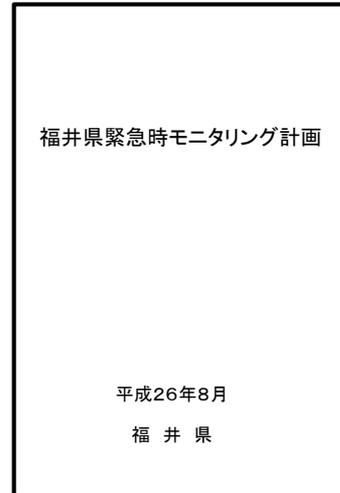


モニタリングカー



資機材例
(可搬型ダストヨウ素サンプラー)

- 福井県、京都府、滋賀県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。



参照の上、策定及び改定

緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

<実施項目>

例)

- モニタリングの継続
- 固定局モニタリングポストの測定間隔の変更
- 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- ヨウ素サンプラーの設置・測定
- 飲食物中の放射性核種濃度の測定 等

<実施主体>

例)

- 緊急時モニタリングセンター(測定分析担当) 等

<情報共有／報告の体制>

<注意事項>

等

【その他添付資料等の例】

- 測定項目一覧
- 地図及び観測局等の地点図 等

緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数
(福井県、京都府、滋賀県を除く。)

	可搬型モニタリングポスト (台)	モニタリングカー (台)
国	35	9
道府県	208	16
電力事業者	55	22
関係指定公共機関	6	2

- ※ 「平成25年度緊急放射線モニタリングシステム動員可能資機材リスト策定等業務報告書」より作成。
- ※ 各資機材については保有数を記載。
- ※ 国の資機材については、高浜地区を除く全国の地方放射線モニタリング対策官事務所配備されているものを記載。

- 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、既に高浜地区では既設モニタリングポストの値に基づき一時移転等を実施する範囲を関連付けている福井県、京都府及び滋賀県については、既設モニタリングポストの全てについて非常用発電機等が設置されることとなっているほか、既設モニタリングポストの故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

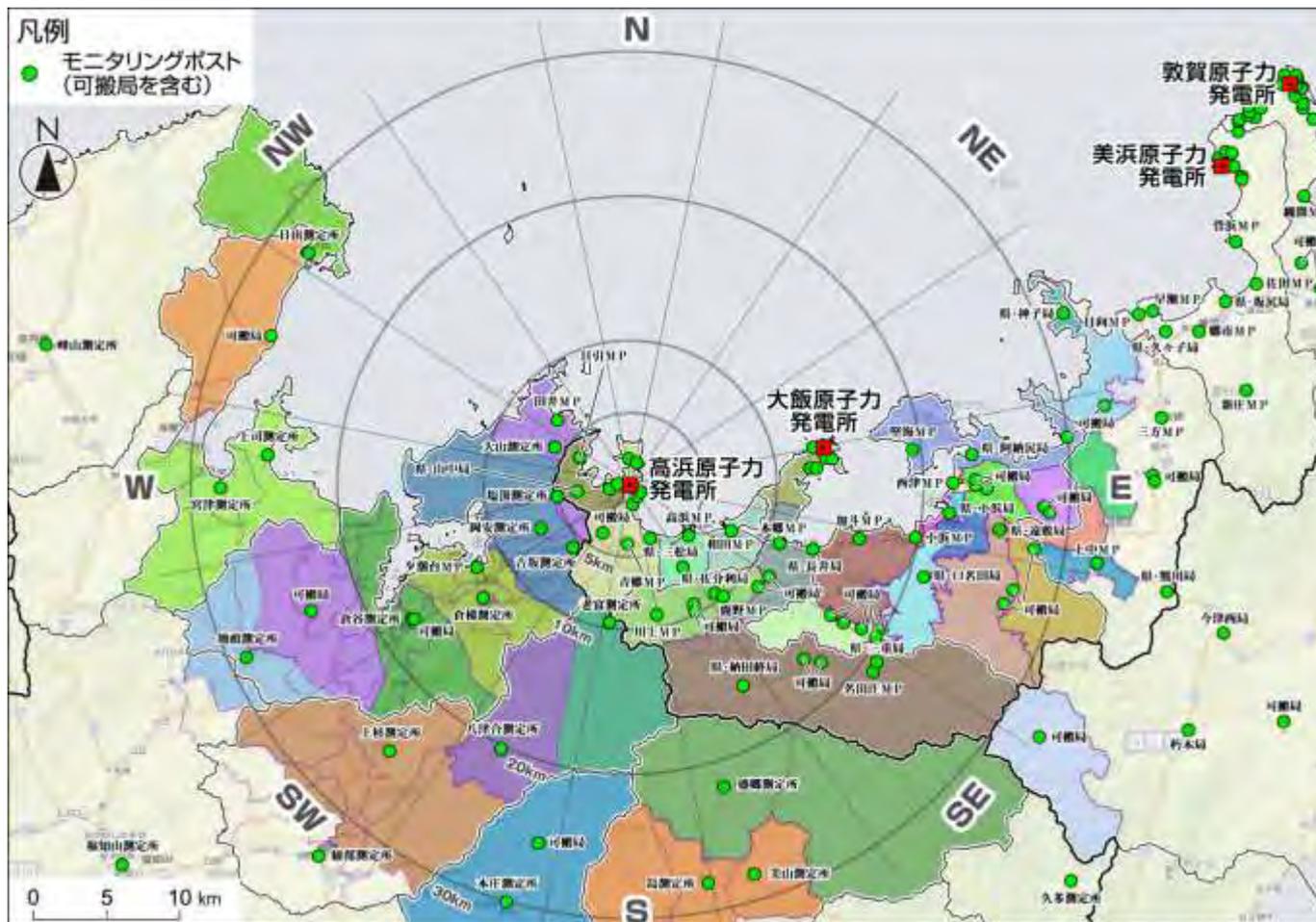


図 高浜地区における緊急時モニタリング体制と一時移転等の実施単位